

第 3 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 0 年 8 月 1 日 (金)

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員	1 号委員 一木明委員，小堀志津子委員，青木格次委員，加藤一克委員， 小野口睦子委員，森本章倫委員，藤井昌一委員，森賢一郎委員 委員 2 号委員 菊地公史委員，半貫光芳委員，金子和義委員，今井恭男委員 3 号委員：糸川元一委員（代理出席者：鈴木 実） 高瀬晴久委員（代理出席者：川上和彦） 新井一夫委員（代理出席者：芝野久雄）（計 1 5 名）
欠席委員	（ 0 名）
出席幹事	笠井純幹事，田辺義博幹事，入山俊夫幹事，青柳久幹事 関澤孝一幹事，関哲雄幹事 （計 7 名）
臨時幹事	芳賀教人（駅東口整備推進室長），大島守（下水道建設課長） （計 2 名）
事務局	塚田浩書記，齋藤貴司書記，高橋裕司書記，高橋功書記 （計 4 名）

塚田書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それでは只今から、第35回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。資料としては、事前にお送りしております、会議次第、議案書の第1号から第5号になります。それと本日の配布資料として、宇都宮市都市計画審議会委員名簿、宇都宮市都市計画審議会関係資料でございます。また、本日の案件の説明資料1として、A3版の、議案第1号から議案第3号までの説明資料となります。次に説明資料2としまして、議案第4号の宇都宮都市計画地区計画の変更ということで宇都宮駅東口地区地区計画の変更についての説明資料になります。同じく説明資料3といたしまして、議案第5号の宇都宮市景観計画の変更（案）についてということで、景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）の指定についての説明資料でございます。また、報告事項といたしまして、仮称第2次宇都宮市都市計画マスタープランの策定についてでございます。以上の資料となっております。不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたり、笠井都市開発部長より、ご挨拶申し上げます。

笠井幹事

皆さんこんにちは。都市開発部長の笠井でございます。只今は、当審議会委員改選にあたりまして委員をお引き受けいただきまして厚く御礼申し上げます。本日はお忙しい中御出席いただき、また、日頃から本市行政全般にわたりまして、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、昨年、旧上河内町、河内町と合併いたしまして、北関東初の50万都市となりまして、新市のまちづくりの指針であります第5次総合計画を策定したところであります。その中で、みんなが幸せに暮らせるまち、みんなに選ばれるまち、持続的に発展できるまちをまちづくりの戦略的ターゲットとして位置づけたところであります。また、近年の少子高齢化の進展、さらには環境問題や厳しい

財政状況など、まちづくりを取り巻く環境が変化していく中で、本市が今後とも持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画行政に課せられた役割は非常に重要であると考えております。委員の皆様にはそれぞれの専門的なお立場からご議論いただき、望ましい宇都宮市の都市計画の実現に向けて、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

塚田書記

今回は、新委員の委嘱を行いまして、初めての審議会でございます。新たに委員としてお願いした方もいらっしゃいますので、ここで、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。お手元の宇都宮市都市計画審議会名簿をご覧ください。

第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいております一木明委員です。

一木委員

よろしくお願いいたします。

塚田書記

同じく小堀志津子委員です。

小堀委員

小堀志津子です。よろしくお願いいたします。

塚田書記

同じく青木格次委員です。

青木委員

青木格次です。よろしくお願いいたします。

塚田書記

同じく加藤一克委員です。

加藤委員

加藤です。よろしくお願いいたします。

塚田書記

同じく小野口睦子委員です。

小野口委員

小野口です。よろしくお願いいたします。

塚田書記	同じく森本章倫委員です。
森本委員	森本です。よろしくお願いいたします。
塚田書記	同じく藤井昌一委員です。
藤井委員	藤井です。よろしくお願いいたします。
塚田書記	同じく森賢一郎委員です。
森委員	森でございます。よろしくお願いいたします。
塚田書記	次に、第2号委員として宇都宮市議会からご出席いただいております、菊地公史委員です。
菊地委員	菊地でございます。よろしくお願いいたします。
塚田書記	同じく半貫光芳委員です。
半貫委員	半貫です。よろしくお願いいたします。
塚田書記	同じく金子和義委員です。
金子委員	金子です。よろしくお願いいたします。
塚田書記	同じく今井恭男委員です。
今井委員	今井です。よろしくお願いいたします。
塚田書記	続きますして、第3号委員といたしまして、関係行政機関からご出席いただいております委員をご紹介します。 最初に糸川元一委員です。なお、糸川委員におかれましては、本日所用により欠席されておりますので、代理として鈴木実様が出席しております。

鈴木委員

よろしく申し上げます。

塚田書記

同じく高瀬晴久委員です。なお、高瀬委員に置かれましては、本日、所用により欠席されておりますので代理として、川上和彦様が出席しております。

川上委員

よろしく申し上げます。

塚田書記

同じく新井一夫委員です。なお、新井委員に置かれましては、本日、所用により欠席されておりますので代理として、芝野久雄様が出席しております。

芝野委員

よろしく申し上げます。

塚田書記

ありがとうございました。続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。まず、幹事の紹介をいたします。都市開発部長の笠井です。

笠井幹事

笠井です。

塚田書記

地域政策室長の田辺です。

田辺幹事

田辺です。よろしく申し上げます。

塚田書記

環境保全課長の入山です。

入山幹事

入山です。よろしく申し上げます。

塚田書記

農業振興課長の青柳です。

青柳幹事

青柳です。よろしく申し上げます。

塚田書記

道路建設課長の関澤です。

関沢幹事

関沢です。よろしく申し上げます。

塚田書記

都市計画課長の関です。

関書記

関です。よろしく申し上げます。

塚田書記

また本日は、付議案件に関して臨時幹事が出席しておりますのでご紹介いたします。下水道建設課長の大島です。

大島幹事

大島です。よろしく申し上げます。

塚田書記

また、駅東口整備推進室長の芳賀が出席予定であります
が、所用により若干遅れてまいります。続きまして、事務局
職員の紹介をいたします。まず、都市計画係長の高橋です。

高橋（裕）
書記

高橋です。よろしくお願ひいたします。

塚田書記

都市計画係長の齋藤です。

齋藤書記

齋藤です。よろしくお願ひいたします。

塚田書記

都市景観係長の高橋です。

高橋（功）
書記

高橋です。よろしくお願ひいたします。

塚田書記

最後に私、都市計画課長補佐の塚田です。続きまして、宇
都宮市都市計画審議会の概要について説明をさせていただきます。

高橋（裕）
書記

お手元の資料、宇都宮市都市計画審議会関係資料の1ペー
ジをお開きいただき、宇都宮市都市計画審議会の概要につい

てをごらんください。

まず、1の当審議会の設置の経緯と根拠についてですが、地方分権の推進によりまして、都市計画に関する事務が自治事務となり、また、それまでの任意の組織でありました市町村の審議会が法定化されました。本審議会は、平成11年12月の都市計画審議会条例の制定によりまして、平成12年4月に設置、同年6月に第1回目を開催し、本日は第35回目の開催となります。

次に2の職務ですが、審議会は市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を審議するものとしております。まず、(1)法の権限に属された事項として、3点ございます。ひとつめとして、市が決定または変更する都市計画は、本審議会の議を経て決定いたします。次に特定行政庁が卸売市場、ごみ焼却場その他処理施設の建築を許可する場合がありますが通常、民間事業者などにより一定規模以上の廃棄物処理施設を設置する場合の審議が該当いたします。また、景観計画を決定または変更するときに審議会の意見を聴くことではありますがこちらは景観法第9条に規定されており、本日の審議事項の第5号議案が該当いたします。

次に、(2)都市計画に関する事項として、都市計画マスタープランの策定などについての調査審議を行う場合。また、県が定める都市計画について、県から市に意見照会があり、それに回答するにあたり、審議会の意見を伺うものです。参考として県決定の事例としては、市街化区域と調整区域を定める線引き、4車線以上の道路、10ha以上の公園など広域的観点から定める都市計画でございます。市決定の事例としては、用途地域、4車線未満の市道、公共下水道、地区計画などがあります。

次に、3の会議の公開についてですが、本市におきましては、その審議状況を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政の推進を図るとしていることから、本審議会は原則公開となっております。また、必要があると認めるときは非公開とすることができですが、会議を非公開とする基準については、宇都宮市情報公開条例第7条の各号に定める非公開情報に該

当する情報に関して審議等を行うとき、あるいは、公開することにより個人に関する情報や公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき、としております。会議の公開は、傍聴を認めることにより行います。あらかじめ傍聴を認める定員を定め、傍聴席を設けるものとしております。

最後に4の会議の開催予定であります。なお、おおむね8回開催の予定とありますが、今年度から取組む都市計画マスタープランの改定の内容についてご審議いただくために例年よりも多くの開催を予定しております。

以上、宇都宮市都市計画審議会の概要についての説明でございます。

塚田書記

続きまして、会議の公開及び傍聴者数の報告を致します。

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませぬので公開となります。また、傍聴者は2名でございます。

ここで、議事に入ります前に、事務局より本会の成立についてご報告いたします。

斎藤書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は15名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます。審議会は委員の過半数をもって開催する旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

塚田書記

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の会議でございますが、条例第6条により会議は会長が議長となる、また、会長の選出にあたりましては、同条例第5条によりまして、学識経験者である第1号委員から選出することとなっております。

本日は、委員委嘱後最初の会議でございますので、まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、仮議長を選出し、議事を進行して参りたいと存じます。仮議長の選出について、誠に僭越ではございますが、事務局に一任いただいでよろしいでしょうか。

全委員

異議なしの声

塚田書記

ありがとうございます。それでは、本日出席の委員の中から、森賢一郎委員に仮議長をお願いしたいと存じます。森委員よろしくお願ひいたします。

森委員

只今、事務局より仮議長に指名されました森です。議長を務める会長が選任されるまでの間、皆様のご協力をいただきながら、議事をスムーズに進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、3の(1)会長選出及び職務代理者指名でございますが、会長につきましては、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、学識経験者である第1号委員から選出するとございます。

委員の皆様、ご意見ございますか。

小堀委員

宇都宮市のまちづくりに関して、多岐にわたりご活躍されている森本委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

森委員

只今、小堀委員から森本委員を会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見がないようですので、お諮りいたします。当審議会の会長として森本委員を選出することについて、ご異議ございますでしょうか。

全委員

異議なしの声

森委員

ご異議が無いようですので、森本委員を会長にすることに決定いたします。なお、会長職務代理者につきましては、条例第5条に、委員のうちから、会長があらかじめ選出する旨定められておりますので、森本会長にお任せいたします。

それでは、議長を会長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。森本会長お願ひいたします。

森本議長

只今、会長に推薦いただきました森本です。議事に入る前

に挨拶をさせていただきます。これからの都市計画については、非常に厳しい時代に突入すると自覚しております。人口減少社会、高齢化社会などいずれにしましても、日本がこれまで経験したことのない都市計画の運営です。国土交通省も都市計画制度の抜本的な改正をするということで、準備を進めております。我々も都市マスタープランを作っていくという非常に重要な時期における都市計画審議会でございます。是非とも皆さんの活発なご議論とご意見をいただきながら、将来に向けて邁進していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

はじめに会長職務代理者の選出でございますが、先ほどの説明のとおり、会長が指名すると定められてございます。誠に僭越ですが、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。つきましては、市政全般に高い見識をお持ちである金子和義委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、青木格次委員と森賢一郎委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題といたしまして、議案は5件となります。この議案につきましては、平成20年7月28日付、宮都第214号～第218号にて市長から諮問がなされております。審議内容は、開催通知でご案内しております。

第1号議案から第3号議案については、公共下水道に関する都市計画の変更であり、第4号議案、第5号議案については、宇都宮駅東口に関する案件で、宇都宮都市計画地区計画の変更と宇都宮市景観計画の変更になります。

付議案件の審議につきまして、会議の公開、非公開を確認させていただきます。本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。

また、審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の傍聴要領の記載内容をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号から議案第3号については、都市計画下水道の変更に関する案件でありますので、議案第1号から議案第3号については、一括してご審議いただき、答申は最後に一括で行いたいと考えますがよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、事務局より説明をお願いします。それでは、ご説明します。

関幹事

議案第1号の宇都宮都市計画下水道の変更、宇都宮市公共下水道の変更について、議案第2号の宇都宮都市計画下水道の変更、河内町公共下水道の廃止について、議案第3号の上河内都市計画下水道の変更、宇都宮市公共下水道の変更についてご説明いたします。

なお、議案は3件ではございますが、内容といたしましては一体性のあるものでございますので、一括で説明させて頂きたいと思っております。

最初に議案第1号の1ページをご覧ください。計画書であります。こちらは、従来より宇都宮市において都市計画決定されておりました、宇都宮都市計画下水道の宇都宮市公共下水道の変更の計画書でございます。この度、都市計画下水道において変更する内容といたしまして、上から順に、2、排水区域、3、下水管渠、4、その他の施設の順に変更後の内容を記載しております。

なお、都市計画下水道におきましては、下水道の名称も決定事項ではありますが、今回は1、下水道の名称につきましては、変更がございませんので、記載はしておりません。

次に2ページをご覧ください。新旧対照表であります。各項目の表の上段を新として変更後、下段を旧として、変更前

の順で記載しております。それぞれ一覧表になってございますが、変更及び追加箇所につきましては、数が多いため、太字のゴシック体で表記しております。

なお、備考覧に追加と表記してあるものは、旧河内町で都市計画決定されていた内容を追加するものであり、変更と表記してあるものは、既に宇都宮市において都市計画決定されていた処理場の名称を変更するものであります。

5 ページをご覧ください。汚水の総括図でございます。右下に凡例が記載してございますが、それぞれ変更後の概ねの排水区域、今回、変更及び追加をいたします水再生センター、中継ポンプ場、吐口の概ねの位置を示しております。

6 ページをご覧ください。汚水の新旧対照図でございます。5 ページの総括図に、変更前の各施設の名称、区域等を黄色書きで加えた図になります。

7 ページをご覧ください。雨水の総括図でございます。変更後の概ねの排水区域、及び、今回、旧河内町の岡本台調整池を追加いたしますので、その概ねの位置を表示しております。

8 ページをご覧ください。雨水の新旧対照図でございます。7 ページの総括図に変更前の面積、区域を黄色書きで示した図になります。

続きまして議案第2号の1ページをご覧ください。計画書であります。こちらは、宇都宮都市計画下水道における、旧河内町の、河内町公共下水道の廃止の計画書でございます。都市計画下水道において定める内容といたしまして、上から順に、1、下水道の名称、2、排水区域、3、下水管渠、その他の施設の順に廃止をする内容となっております。

なお、今回廃止いたします河内町公共下水道の内容につきましては下水管渠および、その他の施設の名称を一部整序した上で、議案第1号により、宇都宮都市計画区域の宇都宮市公共下水道に追加いたします。

続きまして、議案第3号の1ページをご覧ください。計画書であります。こちらは、上河内町都市計画下水道の変更の計画書でございます。上河内都市計画下水道において変更す

る内容といたしまして上から順に， 1， 下水道の名称， 3， 下水管渠， 4， その他の施設の順に変更後の内容を記載しております。なお， 下水道の排水区域も決定項目ではありますが， 今回は 2 の排水区域につきましては， 変更がございませんので記載はしておりません。

次に 2 ページをご覧ください。新旧対照表であります。各項目の上段が変更後， 下段が変更前の順で記載されております。下水管渠， その他の施設につきましては， 変更の後の名称をゴシック体で表記しております。

3 ページをご覧ください。上河内都市計画下水道の， 汚水の総括図でございます。右下に， 凡例が記載してございますが， それぞれ， 排水区域， 水再生センター， 中継ポンプ場， 吐口の概ねの位置を示しております。

4 ページをご覧ください。汚水の新旧対照図になります。3 ページの総括図に変更前の名称を黄色書きで示した図になります。

5 ページをご覧ください。雨水の総括図になります。上河内都市計画下水道につきましては， 都市計画決定されております雨水の施設等は無く， 既に排水区域のみが決定されておりますので， 排水区域のみの表示となっております。

続きまして， 別紙の説明資料 1 をご覧ください。まず初めに， 左側の表の下段から右側の表の上段にかけて， 赤で①から⑨の表示がございませぬ。また右側の表の下段には青で①から③の表示がございませぬ。これは 2 ページの参考図におきまして、それぞれの番号の概ねの位置を示しておりますので， 参考としてください。

それでは， 1 の変更の理由についてご説明いたします。現在、本市におきましては， 平成 19 年 3 月 31 日の市町合併により， 旧上河内町， 旧河内町が編入したことに伴い， 宇都宮都市計画区域と上河内都市計画区域の 2 つの都市計画区域が存在いたします。このことから， 現在， 宇都宮都市計画区域におきましては宇都宮市公共下水道， 河内町公共下水道が， 一方， 上河内都市計画区域におきましては， 上河内町公共下水道といった， 3 つの公共下水道に関する都市計画が存在し

ており、下水道事業の計画管理面での課題となっているほか、一体的でわかりやすい都市計画の運用、さらには、円滑な下水道事業の推進の上でも、これら都市計画の見直しが必要となっているところがございます。

このようなことから、各都市計画の変更、廃止の手続きを行うことにより宇都宮市の下水道計画の整序を図るものであります。

次に2の変更の内容の(1)についてであります。まず、宇都宮都市計画区域におきましては、新宇都宮市の下水道に関する都市計画を一元化するため、河内町公共下水道において定めていた事項について見直しを行い、宇都宮市公共下水道に移行するものであります。また、下水管渠名やその他の施設名の統一化を行い位置の表示や処理施設のイメージアップを図るための変更を併せて行うものでございます。

順にア、排水区域、イ、下水管渠・その他の施設の変更となっております。朱書きの①番から⑥番までは、旧河内町において都市計画決定されていた下水管渠、その他の施設であります。⑦番から⑨番につきましては、合併以前から宇都宮市において都市計画決定されておりましたその他の施設でございますが施設のイメージアップおよび場所の特定を容易にするために処理場という名称から水再生センターへ変更するものであります。

次に(2)上河内都市計画区域における上河内町公共下水道の見直しについてであります。新宇都宮市の下水道計画にふさわしい名称となるよう宇都宮市公共下水道に改め、併せて、(1)と同様に下水管渠名やその他の施設名、位置の表示の変更を行うものであります。

今回の変更につきましては、都市計画法第17条に基づく縦覧を広報うつのみや6月号や、市ホームページでお知らせして、平成20年6月6日金曜日から6月20日金曜日まで2週間縦覧を行いました。縦覧者は3名で意見書の提出はありませんでした。

以上をもちまして、合併などに伴う宇都宮市都市計画下水道の整序を行うため議案第1号、宇都宮市公共下水道の変更、

議案第2号、河内町公共下水道の廃止及び議案第3号、上河内都市計画下水道の変更に関する説明を終わります。

森本議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員 要するに、市町合併に伴う名称の変更ということでしょうか。

関幹事 その通りでございます。その他に説明にもありましたように、イメージアップの変更を行うというものでございます。

森本議長 事務局からも説明がありましたとおり、市町合併に伴う変更と、イメージアップの変更ということですので、問題は無いかと思いますが。ご意見、ご質問が無いようですので、お諮りいたします。

宇都宮都市計画下水道及び上河内都市計画下水道の変更に関する都市計画として、議案第1号から議案第3号について、原案どおり異存なしとしてご異議ございませんか。

全委員 異議なし

森本議長 それでは、原案どおり異存なしと答申することといたします。

続きまして、議案第4号の宇都宮都市計画地区計画の変更「宇都宮駅東口地区地区計画」についてですが、議案第4号については、議案第5号の宇都宮市景観計画の変更（案）についてと密接に関係する内容でありますので事務局から何か提案ございますか。

関幹事 議案第4号の地区計画の変更は、議案第5号の景観計画の変更に起因するものでありますので、議案第5号から説明させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

森本議長

ただいま事務局より第5号議案から進めていった方がスムーズに議論ができるといった提案がありましたが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、議案第5号 宇都宮市景観計画の変更（案）について、事務局から説明をお願いします。

関幹事

それでは、議案第5号の宇都宮市景観計画の変更（案）についてご説明いたします。

今回、宇都宮駅東口地区の景観形成重点地区の指定に伴いまして、現在の宇都宮市景観計画を変更することになります。宇都宮市景観計画（変更案）の目次をご覧くださいと思います。第1章の景観計画の区域や第2章の良好な景観形成に関する方針など、景観形成重点地区に関わる項目につきまして、アンダーラインで表示しております部分を変更追加するものであります。内容につきましては、13ページをお開きください。こちらに重点地区の区域を掲載しております。また、32ページをお開きください。こちらは宇都宮駅東口地区の景観形成重点地区における基本方針を述べております。

次に35ページをお開きください。こちらは重点地区における行為の制限を記載しております。また、39ページから40ページには、主に屋外広告物の制限、42ページから47ページにかけて駅東口地区における景観重要公共施設について述べております。このように、今後、景観形成重点地区などを新たに指定するに当たり、景観計画に順次、追加していく仕組みとなっております。それでは、これらの詳しい内容につきまして、ご説明させていただきます。お手元のA4版の説明資料3をご覧くださいと思います。

まず、趣旨であります。宇都宮駅東口地区における景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画の変更（案）がまとまりましたので、その内容等について諮問するものであります。

1 の変更の理由であります。宇都宮駅東口地区は、県都、宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進しております。当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、景観形成重点地区に指定し、宇都宮市景観計画を変更しようとするものであります。

2 の経過であります。昨年の8月から、重点地区内の地権者の方々を対象に良好な景観形成のための協力の要請をするとともに庁内での検討を重ねながら、本年6月にかけて意見交換や一般市民を対象に素案の縦覧を行い、また、7月7日には公聴会を開催し、市民の皆様のご意見を踏まえるとともに、景観に関する専門的なご意見を伺う景観審議会を開催、そして、屋外広告物に関する専門的なご意見を伺う屋外広告物審議会を開催し、様々なご意見を伺いながら、本日の都市計画審議会でのご審議となったわけでございます。

3 の計画の内容及び特徴についてであります。A3版の説明資料3の1をご覧ください。まず、(1)の景観形成の目標及び基本方針であります。景観形成の目標につきましては、新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図ることを目標に掲げております。

また、景観形成の基本方針につきましては、5つの方針を、(2)の基本的な考え方としましては、5つの考え方を基本とし、景観計画の変更案を策定しております。

次に(3)の景観形成重点地区の区域(案)であります。左下の図にございます。北部ゾーン、中央ゾーン、南部ゾーンの部分につきましては、現在整備が進められております土地区画整理事業の区域となります。また、この区域の周辺部として、紫色のハッチで表示しております東部ゾーンを加えまして、景観形成重点地区の区域としております。

次に、右半分の(4)良好な景観形成のための行為の制限(案)であります。まず①の届出対象行為としましては、建築物及び工作物で、建築確認が必要なものは全て届出対象

といたしました。また、②の行為の制限であります。主な内容としまして、まず、左端の建築物及び工作物の項目で最上段に記載しております。建築物の高さの最低限度につきましては、ピンクの北部ゾーンにおきまして駅東口駅前広場に面する敷地のみ12mと規定しております。

次に、形態、意匠につきましては、色彩の基準としまして、北部、中央、南部ゾーンの区画整理事業の区域につきましては、日本工業規格でありますマンセル値により別表1のように色相、明度、彩度などの数値基準を設けております。また、東部ゾーンにつきましては、マンセル値の数値基準は設けませんが、屋根、外壁の色彩は低彩度、高明度の色彩を基本として頂くよう規定しております。

また、その他としまして、周辺の景観と調和のとれた質の高いものとする事やできる限り大谷石などの地場産材を使用するよう規定しております。

次に、日除けテントであります。この地区は商業地域でもありますことから、商業施設によく見られる日よけテントにつきましては基準を設けることと致しました。その基準としましては、①として道路上に張り出す場合には、路面からの高さを2.5m以上とし、敷地境界から道路側に1.5m以内とすること、②として道路上に支柱を設けないこと、そして、景観上調和のとれた意匠とし、色彩の制限を右の別表2のように彩度の制限を設けております。

次に、緑の保全、緑化につきましては、有効空地や敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するために植栽等を積極的に行い、また、建築物などへの壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努めていただきたいと思います。

続きまして、2枚目の資料3の2をご覧ください。(5)の屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限(案)ですが、まず、屋外広告物全体の共通基準としまして、意匠につきましては、(1)建物や周辺環境との調和がとれた意匠とし、(2)の色彩につきましても地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとしていただきます。

次に種別ですが，東部ゾーンを除きまして，原則，自家用広告物のみとさせていただきます。

次に，その他としまして，1，2階を除く窓面には屋外広告物を表示しない。また，広告物の照明につきましては，必要最小限の光量とし，点滅等はしないものといたします。

また，種類別の基準のうち，屋上広告物につきましては，区画整理区域内の北部，中央，南部ゾーンにつきましては表示しないこととする。

また，一つ飛びまして独立広告物につきましては，一敷地内の表示面積の合計を20㎡以内とし，一広告物の高さは6m以下，さらに，壁面広告物につきましては，原則（1）建物の3階床高さ以上の部分には表示しないものとし，建物名や事業所名，社章などの表示で，箱文字等で壁面との調和された意匠であれば，3階床高さ以上の壁面積の10分の1以内で掲出が可能といたします。

このような制限のもと，左下のイメージ図にありますように，建築物につきましては，主に形態意匠の制限としまして，外観は低彩度・高明度を基調として地場産材の活用有効空地の利用につきましては植栽を積極的に行う。また，屋外広告物の制限につきましては，東部ゾーンを除き原則，自家用広告物のみとして，建築物の色彩誘導イメージや広告物のイメージなどを表現しております。

次に，右上の（6）景観重要公共施設の位置付けであります。3つの公共施設を位置付けようと考えております。まず，図の黄色で塗りつぶした部分が駅東口駅前広場，青色の部分が駅東口広場通り，薄みどり色が東西自由通路であります。これら3つを景観重要公共施設に位置付けまして，良好な景観の整備に努めていただくことで考えております。

次に，右下段の景観形成重点地区における規制強化（案）及び手続きの流れであります。景観形成重点地区を指定することにより景観法や条例に基づく変更命令や罰則が可能となるなどより実効性が確保されるものであります。恐れ入りますが再び，最初のA4版の資料3にもどって頂きたいと思っております。ここで改めて3の内容及び特徴についてであります

が、1点目として土地区画整理区域以外にの周辺の東部ゾーンを加えた区域としたこと。2点目として建築物や工作物等に具体的な色彩制限を設けたこと。3点目として屋外広告物の制限を屋上広告物の禁止や窓面への禁止など規制を強化したこと。最後に、公共施設について駅東口広場や東西自由通路などを景観重要公共施設に位置付けたこと。以上となります。

続きまして今後のスケジュールであります。本日の都市計画審議会でのご意見を踏まえまして、9月の議会に特定届出対象行為の規定や宇都宮駅東口地区の届出対象の拡大などを規定する景観条例の改正案を提案いたしまして、10月には、景観形成重点地区の指定に係る宇都宮市景観計画の変更の告示、施行を予定しております。

以上で説明を終わりにします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

小堀委員

公聴会を開催されたとのことですが、参加者はどれ位おられたのでしょうか。また、意見などがあった場合、その内容はどのようなものであったか教えていただければ幸いです。

高橋（功）
書記

7月7日の公聴会の概要について説明させていただきます。当日、口述人は2名おりました。傍聴者6名で開催させていただきました。主なご意見としましては、今回の景観形成重点地区の区域につきまして、当地区並びに東大通りの周辺につきましても、今後指定をしてはどうかというご意見をいただきました。事務局の回答といたしましては、今回は、東口の整備の時期に合わせた指定ではございますが、今後とも東側の大通りにつきましても景観形成重点地区を目指した取り組みを進めていきたいと回答しております。また2つ目といたしましては、地場産材等の使用についてということを表記してはどうかということで、当初我々の方でも地場産材

という表記はさせていただきましたが、大谷石等という具体的な名称を加えて表記させていただいて、そのような意見についても反映させていただいたところがございます。その他、樹木等の植栽についても行ってはどうかということで、私どもの方で、緑の保全緑化というところで樹木の保全、緑化について記載しておりました。こちらにつきましても、緑化内容を加える旨のご説明をしてご了解をいただいたところがございます。4つ目といたしましては、重点地区を指定する中で市民参加において、より多くの市民の意見を聞ける機会を設けていただけないかというご意見をいただきました。これは、公聴会や縦覧を行ったこと、また今回の重点地区の内容を決定するにあたりましては、十分に地権者、ビルの管理者、関係者等と内容をつめてきたということで、今後ともそのようにやっていきたいと考えております。また、ご意見として、特に都心部でございますので、緑化率の向上を図るような緑豊かなまちになるようお願いしたいという意見もございました。これにつきましても、先ほどの緑の緑化保全の中で、より緑化が進められるような規定を掲げてございますので、そういった中で我々も指導していきたいとお答えしたところがございます。

以上5点のご意見がございまして、事務局の方ではこのような回答をさせていただいたところがございます。

森本議長

はい。他に何かございますか。

一木委員

2点ほど申し上げたいと思うのですが、1つはまず、重点地区のエリアの問題ですけれども、先ほどの事務局のご説明ですと、とりあえず駅東口の整備に関わることだからこの狭い範囲を指定しておいて、将来は広げていきたいということだと思っておりますが、私はむしろ逆ではないかと思っております。つまり、一旦指定してしまえば漏れた部分については制限が無いわけですから、悪い景観の形成が進んでしまうわけで、その後指定してもなかなか元に戻すのは難しいのではないかと思います。むしろ最初に広く指定をしておいて、指定はす

るけども、行為の制限は緩やかにする。最低限度やってはいけないようなことは制限するけれども、いきなり広い範囲に高度な制限をかけるのは難しいと思われまますので、法律的に可能であるかどうか分かりませんが、特に今回指定された部分では高度な制限にして、さらにその周辺については、重点地区に指定はするけれども、行為の制限は緩やかにするという方法がもし可能であれば、そのような手法をとるのも1つの考えではないかと。そうしておかないと、そのエリアが大変景観が荒れてしまって、その後に追加で指定しようと思ってもなかなか実効性が上がらないのではないかとというのが1点です。

もう1点は今ご説明いただきました様々な計画の内容を見ますと、具体的な数値で規定されている部分と、数値化できない部分がたくさんあるわけですが、そういう場合は、実効性の問題はどうかということが心配なわけですが。調和のとれた意匠とかとなった場合に、具体的にそれを担保する制度なり、条例の制定が予定されているのかどうかという点について伺いたいと思います。

高橋（功）
書記

では、今のご質問2点を順次ご説明させていただきたいと思えます。まずエリアの設定の考え方でございますが、今回の駅東口のエリアということでございますが、景観計画の中では、都心部につきましては、地元との協議が整うところから区域設定をしていきたいということで考えているところがございます。今回の場所につきましては、委員からご質問がありましたように、新しくまちが形成されていくところでございますので、建物が建つ前にまず、このタイミングで他よりも早く指定していきたいということで、重点地区をかけたところがございます。その他のエリアにつきましては、東大通りもそうですし、西側の大通りもそうなのですが、都心部の中でも既存の建物が建ってございます。委員にご心配いただいたように、現在も一定の建物が建ち、一定の景観が形成されておりますので、そういった中で今回ほどの基準内容にはならないと思えますが、一定の基準を住民と話し合った

中で、整うエリアから再度エリア設定をしていきたいということ。単にこのエリアを拡張するというだけではなくて、中心市街地のエリアを随時地元と話を進めた中で、区域を増やしていくと考えている計画でございます。2点目の条例の件でございますが、条例につきましては、届出の対象範囲について定めているものが景観条例でございます。今回委員の方からご指摘いただきました具体的な内容につきましては、景観計画で定めていくといったものでございます。ですから条例の方で改めてこのような具体的な数字を載せるというものではございません。景観計画の中で定めたものを実行するという形で進めていきたいと考えております。

一木委員

そうしますと、実際によく言われる駅西口の過度な広告が全国的にも有名になったと批判を受けているところでございますので、新しい都市計画をつくるのであれば、ああいった批判は当然受けまいと考えるわけですね。そこで先ほど言ったように屋外広告物の計画を立てたとして現実の経済効果というものは、凄まじいものがありますので、どのようにして抑制できるのかどうかその辺に関心があるのですが、どうでしょうか。

高橋（功）
書記

その点につきましては、今回のこのような内容につきましては届出をしていただくことになっております。その際行政の方でその届出内容が規制内容を十分に満たしているのかどうかということをチェックさせていただきます。その中で、今回重点地区に指定することで変更命令あるいは原状回復命令さらには、罰金を景観法の中から科することができるように掲げておりますので、そのようなことを行政の方で指導していくという予定でおります。

一木委員

罰金を科したり、行政指導で行っていくという意味ですね。それ以上の手段というのは法律上予定されていないのですか。

高橋（功）
書記

現在条例がいくつか被っているのですけれども，屋外広告物の看板につきましては，許可を得ることになっておりますので，それについても条例の中で謳っているところでございます。

森本議長

その他にいかがでしょうか。

半貫委員

一木委員と同じようなことなのですからけれども，もう少し制限を緩やかなもので，範囲を広げられないのかということについてですが，東部ゾーンというのはまさに，既存の建物の規制で緩やかであると思うのです。

意匠形態につきましてはもう建っているのです，問題にすることはありません。ただし，日除けテントと照明灯に関しては，目の高さにあるものについては協力してくださいという意味で，制限は緩やかな設定だと思っております。これぐらいのものであれば，何故駅東口の大通り全部できないのかということだと思っております。この部分については既存の建物がありますので，皆さんが働きかけて合意形成ができてきたのでこういう形で出てきているのだと思うのですが，駅東口のまちが新しく変わるといえるのであれば，もう一步広げてこれと同時に東大通り周辺もせめて，100mなり200mなり含めるべきだったのではという声に聞こえてならないのです。間に合わないといえるのであれば仕方がないのですが，東部ゾーン程度の規制であれば既存の建物の形を変更させるわけではなく，目の高さの色彩について重点を置くという中では，やはり調和のとれたまちなみの形成につながってくると思うのですけれども，その辺の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

関幹事

ただ今，東大通り部分も同時にかけてはどうかというご意見だと思っておりますが，景観計画につきましては今年の1月に施行されまして，その中で今回特に景観上重要と思われる部分につきましては，重点地区として指定して区域独自の規制誘導ができるという仕組みを今年の1月からかけた訳なので

すが、大通りにつきましては既存の権利者が非常に多いということで、多いから時間が無くてできなかったということではないのですが、現在区画整理がどんどん進んでいるものですから、やはりこういった重点地区の規制が無いまま土地利用が進んでしまえば、手遅れになってしまうということがございましたので、今回は合意形成が得られた駅東口周辺を優先的に指定したところでありますが、随時、東大通りにつきましても、地元住民等の合意形成を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

半貫委員

原案について、私は賛成する立場で言っているのですが、やはり東部ゾーンというものを設けて既存のところに網掛けができたというのは皆さんの努力があったからだと思うのですけれども、いずれとおっしゃらずに、壊れた物を直すより新しい物を作った方が手間がかからないのは家電製品や車だけではなく、まちづくりも同じということになると、古いところがどんどん疲弊してしまいます。

駅東は新しいのにもう既にこういう問題に直面し、また、駅の西側というのはもう手が付けられないという状態になりつつありますので、前進していただき、合意形成に向けて取り組んでいただきたいということで要望させていただきます。以上です。

森本議長

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。この議案第5号については、先ほど事務局から説明がありましたが、都市計画審議会の意見を聴くということです。これまで各委員から意見が多くありましたが議案内容について見直しを求める意見は特になかったと思います。

したがいまして、議案第5号 宇都宮市景観計画の変更（案）について、原案どおり異存なしとしてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

一木委員

要望なのですがよろしいでしょうか。景観の問題は宇都宮駅の東口とかいう部分的な問題も重要なのですが、やはり宇都宮市全体の景観というのも非常に重要な問題だと思うのです。その中で部分をどのように位置づけるかというのがあると思うのです。宇都宮市内の全体の景観計画なり今後のプログラムがあれば、後でお知らせいただきたいと思います。

森本議長

では、それは一木委員からのご要望ということで議事録にも残りますし、そういうつもりで、今後議論をしていくという前向きな姿勢を持ちたいと思います。

では引き続き、議案第4号の宇都宮都市計画地区計画の変更「宇都宮駅東口地区地区計画」について事務局から説明をお願いします。

関幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。議案第4号宇都宮都市計画地区計画の変更について『宇都宮駅東口地区 地区計画』についてご説明させていただきます。説明につきましては、議案第4号とA3版カラー印刷の説明資料2で説明させていただきます。

現在、都市計画決定しております宇都宮駅東口地区地区計画は、宇都宮駅東口土地区画整理事業区域内に定められております。今回変更しようとする内容は、先ほどご審議いただきました第5号議案における宇都宮駅東口景観形成重点地区を指定しようとする区域に併せて現在の地区計画の区域を拡大し、建築物等の用途の制限などを指定しようとするものがあります。

それでは、議案第4号の1ページ及び2ページをご覧ください。今回変更しようとする宇都宮駅東口地区地区計画の計画書であります。

次に3ページをご覧ください。計画書の新旧対照を表わしたものであります。今回変更しようとする部分を太字のゴシック体で強調表示しております。まず、上段の宇都宮駅東口地区地区計画の面積であります。約7.3haから約9.0haとなります。次に中段の土地利用の方針の2であります

が、北地区及び南地区に東地区を追加するものであります。

4 ページをご覧ください。上段の地区の区分名称で左から中央地区、南及び北地区に右端の東地区約 1.7 ha を追加しその下の建築物等の用途の制限及び下段の建築物等の形態又は意匠の制限を定めようとするものであります。

次に 5 ページをご覧ください。総括図になります。赤の実線で囲まれた区域が、宇都宮駅東口地区地区計画の位置を示しております。

6 ページをご覧ください。計画図になります。赤の実線が変更後の地区計画区域になります。

続きまして 7 ページをご覧ください。新旧対照図となります。赤で網掛けされた区域が、今回追加しようとする東地区で、駅東口の一体的な景観に資する最低限の区域として駅東口通りに面する一宅地分を追加するものであります。

次に 8 ページの壁面制限図及び 9 ページの垣又は柵の構造図ではありますが、こちらは、参考に添付しております。既に都市計画決定されている中央地区、北地区及び南地区の制限であり、今回、変更しようとする東地区に適用される制限ではありません。A 3 版の説明資料 2 をご覧ください。議案書でご説明さしあげましたところではありますがこちらの資料で補足説明させていただきます。

左上の 1 の地区計画変更の理由であります。宇都宮駅東口土地地区画整理事業区域とその東側に接する区域を景観計画による宇都宮駅東口景観形成重点地区に指定することに伴い宇都宮駅東口地区地区計画の区域を JR 宇都宮駅東口地区の一体的なまちづくりを行いながら良好な街並みの形成を図ろうとするものであります。

2 の地区の目標及び基本方針であります。美しく魅力的な都市景観の形成、多様な都市機能やターミナル機能の適正な配置、交流の拠点となる広場の整備となっております。右側の 5 の行為の制限の表でピンクで示しております。景観法では規制できない風俗営業を建築物等の用途の制限で規制するものと魅力ある都市景観の形成と地区の美観、風致などを良好に維持するための下段の建築物等の形態又は意匠の制限となります。東

地区には、既にテナントビルなどが立地し、一般住宅も立地していることから、壁面の位置の制限、工作物の設置の制限と垣又は柵の構造の制限は定めず、区画整理事業によって新たに形成される中央、南、北地区とは差別化した制限内容としております。

以上が宇都宮駅東口地区地区計画の変更の説明となります。最後に、今回の宇都宮駅東口地区に関する都市計画案についてであります。都市計画法第16条に基づく利害関係者を対象とした地区計画素案の縦覧を本年6月6日から20日までの2週間実施しましたが、利害関係者以外の記者の縦覧者が1名のみで、意見申出書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく案の縦覧につきましては、広報うつのみや7月号や市のホームページでお知らせし、7月11日から25日までの2週間行ったところでありますが、縦覧者と意見書の申し出はありませんでした。以上で議案第4号宇都宮都市計画地区計画の変更について宇都宮駅東口地区地区計画の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

都市計画の問題ですので、非常に長期的な視点を持っていかねばならないと思うのですが、LRTの問題はまだまだ未定なのですが、推進ということが言われている中で今回の都市計画には、考慮されているのかどうか。逆に、それを念頭におかないとすると将来LRTが導入されたときに、あのときこうしていればというのはよくある話なのでLRTと今回の都市計画の変更がどのような関連があるのか聞きたいのですが。

関課長

説明資料の2の左側に絵がございます。ここに広場1号と広場2号というものが緑のハッチで示してございますが、仮にLRTを導入する場合には広場2号部分を活用できるよう

になっております。

森本議長

この図に紫の線が入っているのがL R Tを想定したラインとしてこの図面に示しているのですね。ですので、一木委員のご質問に対しては、考慮はされているという風に受け止めております。その他にいかがでしょうか。

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。宇都宮都市計画地区計画の変更に関する都市計画として、議案第4号の宇都宮駅東口地区地区計画に関する審議について、原案どおり異存なしとしてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、本日の議案第1号から議案第5号までにつきましては、全て原案どおり異存なしと答申することといたします。以上で本日の議事につきましては、終了致します。

続きまして、4のその他ですが、事務局から報告等をお願いいたします。

関幹事

それでは、お手元資料の報告事項（仮称）第2次宇都宮市都市計画マスタープラン策定について、ご説明をいたします。まず、1の策定の目的であります。人口減少や少子・超高齢社会等の都市情勢の変化に適切に対応し、都市の将来像と整備の方向性を定めるとともに、第5次宇都宮市総合計画を踏まえた新市のまちづくりを実現するため、平成12年度に策定いたしました宇都宮市都市計画マスタープランの改定を行うものであります。

次に、2の計画の位置づけであります。このマスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として策定するものであり、図にありますように第5次宇都宮市総合計画や、栃木県の定める都市計画区域のマスタープランとの整合を図るとともに、都市機能や都市環境等の他の行政計画とも整合、連携し、策定を進めてまいります。

次に3の計画の目標年次であります。第5次総合計画基本構想で定めております計画年次である平成34年としてまいりたいと考えております。

次に4の改定に係る検討内容であります。まず、(1)の全体構想につきましては、都市づくりの展望と課題、都市づくりの基本的方向などについて検討してまいります。また、(2)の地域別構想といたしまして、地域別の特性と課題、構成と方針、地域別構想の具体的内容を検討し、改定を進めてまいります。

次に、5のスケジュールであります。今年度につきましては、全体構想の策定を中心に行ってまいりたいと考えており、現在、庁内検討組織である策定委員会を設置し、内容の検討に着手したところであります。今後は、本都市計画審議会にマスタープランの策定についてご審議いただくための臨時委員の方を若干名委嘱し、順次、内容についてお諮りしてまいりたいと考えております。秋ごろには、マスタープランの策定のための宇都宮市都市計画審議会を開催し、継続的なご審議をお願いしたいと考えております。また、市民や関係団体との意見交換会などを実施し、全体構想素案をまとめてまいりたいと考えております。来年度につきましては、地域別のワークショップを開催しながら、地域別構想の策定を進めてまいります。さらに、計画案に関してのパブリックコメントも実施し、より多くの市民の皆様と協働してまいりたいと考えております。このような取組により、案を作成し、本都市計画審議会の答申をいただき、平成22年3月の策定・公表を目指してまいりたいと考えております。策定にあたりましては、魅力と風格ある持続可能なまちづくりの実現に向け、各分野の専門家である皆様のご意見、ご審議をいただきながら、実効性の高い計画づくりに努めてまいりたいと考えております。委員の皆様のご支援、よろしく願いいたします。以上で、報告事項(仮称)第2次宇都宮市都市計画マスタープラン策定についての説明を終わります。

森本議長

報告事項であります。簡単にご質問があれば受けます。

半貫委員

直接マスタープランの話ではないのですが、先ほど議案第4号の説明の際に縦覧についてのお話がありまして、利害関係者以外の方でこれだけありましたよということなのですが、この縦覧の方法についてですけれども、確かに法律に基づき行い、異議が有るとか無いとかということによってそれが一定の目安であり反対が無いので都市計画審議会の答申通りいきますよということで行っているのだとは思いますが、この制度というものが極めて知られていないのではないかと思います。

一番の例は二荒山の西地区の再開発の問題だと思うのですが。間もなく地方裁で判決が出るのだと思うのですが、このようなことがこれからまちづくりの中で出てくることは十分考えられるわけですね。

我々の議論というものがまず大事であるとは思いますが、縦覧について市民に対して、まちづくりのなかでいかに大事かということを経済的に周知していかないと、審議会の在り方というのが問われてしまうと思うのです。

やるかどうか決定していないとおっしゃいますが、L R Tの看板は当然もう出しているわけです。本来であれば景観がこう変わりますとか、ビルがこう建ちますとかいう時には想定図でも建てて、異議のある方はここに書いてください位の感じで市民に言っていないと、合意形成というのは縦覧だけですというのは、市民協働のまちづくりということからすると、あまり親切ではないのかなという感じがするのですが、所感が有ればお聞かせ下さい。

関幹事

市民の皆様にもっと積極的にお知らせすべきではないかとの意見についてであります。縦覧制度につきましては法律に基づき行うものであります。これまで公聴会や説明会などを開催し、都市計画の案の説明や縦覧のお知らせをしているところですが、より一層の市民への周知につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

森本議長

最後に報告事項として説明がありましたが、今年度から2カ

年かけて都市計画マスタープランを改定するという事です。
今後、当審議会にも諮問があり、計画内容などについて継続的に審議することになると思いますので委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、これもちまして第35回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

宇都宮都市計画審議会

会 長 森 本 章 倫

議事録署名委員

青 木 格 次

議事録署名委員

森 賢 一 郎